

平成 30 年 4 月 24 日

学校医各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
学校保健担当理事 花岡 正人

神奈川県立学校産業医委嘱要綱の改正等について

神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 渡邊 知雄

神奈川県立学校産業医委嘱要綱の改正等について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の各種事業にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、神奈川県教育委員会教育局行政部厚生課長より周知依頼がございましたので、別添のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員および産業医の先生方にご周知いただきますようお願いいたします。

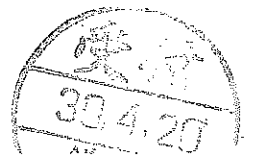
お問い合わせ先

保険医療学術課 担当:深澤

横浜市中区富士見町3-1

TEL045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp



平成 30 年 3 月 23 日

公益社団法人神奈川県医師会事務局長 殿

神奈川県教育委員会教育局
行政部厚生課長

神奈川県立学校産業医委嘱要綱の改正等について（依頼）

本県教職員の健康管理の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、神奈川県立学校産業医委嘱要綱を改正するとともに、神奈川県立学校産業医の手引を作成しましたので、お手数をおかけして申し訳ありませんが、県下の郡市医師会に周知いただきますようお願いいたします。

なお、解嘱の規定につきましては、ご推薦いただいた際に該当する場合がありますので、疑義が生じた場合には担当者にご照会くださいますようお願いいたします。

<主な改正内容>

- 平成 29 年 6 月 1 日の改正労働安全衛生規則の施行を受け、出校回数を「2 か月に 1 回以上」としました。
- 県立学校の産業医は、特別職非常勤職員として地方公務員法の適用除外ですが、同法が準用され、第 16 条各号（第 3 号を除く）の欠格事項に該当する場合、学校長が解嘱できることを規定しました。

問合せ先

健康福利グループ

浅井、佐藤

電話 045-210-8173・8170



神奈川県立学校産業医委嘱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、県立学校において委嘱する産業医に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 産業医は、特別職に属する非常勤職員とする。

(委嘱)

第3条 産業医は、法第13条第2項で定める要件を備えた医師のうちから、学校長が第1号様式により、委嘱する。

(職務)

第4条 産業医の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康診断の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事
- (2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事
- (3) 作業環境の維持管理に関する事
- (4) 作業の管理に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する事
- (6) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事
- (7) 衛生教育に関する事
- (8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事
- (9) 職場巡視に関する事

(任期)

第5条 産業医の任期は委嘱する日から委嘱する日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(出校回数)

第6条 産業医の出校は、2か月に1回以上とする。

(報酬)

第7条 産業医の報酬額は、厚生課長が別に定める。

2 報酬の支給日は、原則翌月7日以内とする。ただし、5月及び1月にあつ

ては、10日以内とする。

(解嘱等)

第8条 産業医が次のいずれかに該当する場合には、学校長は産業医を解嘱することができる。また、地方公務員法第16条各号(第3号を除く)の欠格事項に該当する場合も同様とする。

- (1) 刑事事件に関し起訴されたとき
- (2) 心身の不調により職務遂行が見込めないとき
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (4) その他産業医の職務にふさわしくない行為があったとき

2 産業医は、辞職しようとするときは、辞職しようとする日の30日前までに第2号様式により辞職願を学校長に提出するものとする。

3 学校長は、第1項の規定により産業医の委嘱を解こうとするときは、第3号様式により解嘱書を交付するものとする。

4 学校長は、第2項の規定により産業医の辞職を承認するときは、第4号様式により辞職承認書を交付するものとする。

(災害補償)

第9条 校長は、産業医に公務上の災害又は通勤による災害に該当すると認められる死傷病が発生した場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところにより手続を取るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に関して疑義が生じたときは、別途厚生課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

新旧対照表

神奈川県立学校産業医要綱

新	旧
<p>第1～5条 (略)</p> <p>(出校回数)</p> <p>第6条 産業医の出校は、<u>2か月に1回以上</u>とする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(解嘱等)</p> <p>第8条 産業医が次のいずれかに該当する場合には、<u>学校長は産業医を解嘱することができる。また、<u>地方公務員法第16条各号(第3号を除く)の欠格事項に該当する場合も同様とする。</u></u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 刑事事件に関し起訴されたとき (2) 心身の不調により職務遂行が見込めないとき (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (4) その他産業医の職務にふさわしくない行為があったとき <p>2 産業医は、<u>辞職しようとするときは、<u>辞職しようとする日の30日前までに第2号様式により辞職願を学校長に提出するものとする。</u></u></p> <p>3 学校長は、<u>第1項の規定により産業医の委嘱を解こうとするときは、<u>第3号様式により解嘱書を交付するものとする。</u></u></p> <p>4 学校長は、<u>第2項の規定により産業医の辞職を承認するときは、<u>第4号様式により辞職承認書を交付するものとする。</u></u></p> <p>第9・10条 (略)</p>	<p>第1～5条 (略)</p> <p>(出校回数)</p> <p>第6条 産業医の出校は、<u>年12回とし、<u>原則月1回</u>とする。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>(解嘱等)</p> <p>第8条 産業医が次のいずれかに該当する場合には、<u>学校長は産業医を解嘱することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 刑事事件に関し起訴されたとき (2) 心身の不調により職務遂行が見込めないとき (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (4) その他産業医の職務にふさわしくない行為があったとき <p>2 産業医は、<u>辞職しようとするときは、<u>辞職しようとする日の30日前までに第2号様式により辞職願を学校長に提出するものとする。</u></u></p> <p>3 学校長は、<u>第1項の規定により産業医の委嘱を解こうとするときは、<u>第3号様式により解嘱書を交付するものとする。</u></u></p> <p>4 学校長は、<u>第2項の規定により産業医の辞職を承認するときは、<u>第4号様式により辞職承認書を交付するものとする。</u></u></p> <p>第9・10条 (略)</p>

(参考)

地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。
- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。
- 4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

第1号様式

(産業医氏名) 殿

神奈川県立(学校名)の産業医を委嘱します。

報酬は、日額 円とします。

委嘱期間は 年 月 日から 年 月 日までとします。

年 月 日

神奈川県立(学校名)長 印

第2号様式

年 月 日

神奈川県立(学校名)長 殿

(産業医氏名) 印

私は、神奈川県教育委員会産業医委嘱要綱の規定に基づき、 年 月 日付で辞職したいので承認願います。

第3号様式

(産業医氏名) 殿

年 月 日をもって、神奈川県立(学校名)の産業医の委嘱を解きます。

年 月 日

神奈川県立(学校名)長 印

第4号様式

(産業医氏名) 殿

年 月 日をもって、神奈川県立(学校名)の産業医の辞職を承認します。

年 月 日

神奈川県立(学校名)長 印

神奈川県立学校産業医業務の手引

平成30年 4 月

神奈川県教育委員会教育局行政部厚生課

1 業務の概要

(1) 身分

特別職の非常勤職員です。

(2) 任期

任期は、委嘱の日からその年度の末日まで。再任は可能です。

(3) 出校回数・時間

出校回数は、原則年6～8回（少なくとも2か月に1回以上）です。1回あたりの業務時間は2時間程度が目安です。

具体の出校日時等については、委嘱後、学校側とご相談のうえお決めください。

※ 学校医と産業医を兼務される場合、学校医業務従事日に併せて産業医の業務を行っていただくことも可能です。ただし、その際には、産業医の業務を2時間程度行っていただく必要があります。

(4) 報酬

ア 職員数 50 人～100 人未満の学校	日額 60,000 円
イ 職員数 100 人～150 人未満の学校	日額 70,000 円
ウ 職員数 150 人～200 人未満の学校	日額 80,000 円
エ 職員数 200 人～250 人未満の学校	日額 90,000 円

※ 上記報酬額には、交通費を含みます。

(5) 解嘱

次のいずれかに該当する場合には、解嘱されることがあります。

ア 刑事事件に関し起訴されたとき

イ 心身の不調により職務遂行が見込めないとき

ウ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

エ その他産業医の職務にふさわしくない行為があったとき

また、上記のほか、地方公務員法第 16 条（第 3 号を除く）が準用され、現在禁錮以上の刑に処せられている場合（執行猶予中を含む）も同様の取扱いとなりますので、所属医師会にお申し出ください。

(6) 職務

労働安全衛生規則では、次のとおり規定されています。

労働安全衛生規則

(産業医及び産業歯科医の職務等)

第14条 法第13条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専

門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 三 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 四 作業環境の維持管理に関すること。
- 五 作業の管理に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- 七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 八 衛生教育に関すること。
- 九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(産業医の定期巡視及び権限の付与)

第15条 産業医は、少なくとも毎月1回（産業医が、事業者から、毎月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

なお、神奈川県教育委員会では、上記の法で定められた職務のうち、法第14条第1項第1号の健康診断の実施、同項第3号のいわゆるストレスチェック及び面接指導の実施については、外部業者に入札のうえ委託して実施する予定です。そのため、下記の神奈川県立学校産業医委嘱要綱では、これらの業務を除いた業務を県立学校の産業医の職務として掲げています。

神奈川県立学校産業医委嘱要綱

(職務)

第4条 産業医の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康診断の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること
- (2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措

置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する こと (3) 作業環境の維持管理に関すること (4) 作業の管理に関すること (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること (6) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること (7) 衛生教育に関すること (8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること (9) 職場巡視に関すること

2 業務内容についての補足

(1) 健康診断の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること
 <具体的な職務内容>

- 県立学校では、定期健康診断等は外部委託で実施しています。そこで、外部健診機関から健診結果が学校に送付されましたら、産業医としてチェックしていただき、異常の所見があると判定された職員の勤務区分（※）について、ご意見ををお願いします。
 また、特に健康の保持に努める必要があると認める職員には、保健指導をお願いします。（出校は、2か月に1回程度のため、複数月に渡り実施していただくことになる予定です。）

※ 厚生労働省「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」より

就業区分		業務上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更等を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	休養のため、休暇、休職等により一定時間勤務をさせない措置を講じる。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する
 こと

<具体的な職務内容>

- 当県立学校の教員には、原則として時間外勤務命令という概念はありませんが、長時間労働をした教職員の面接指導を管理職から産業医に依頼します。また、面

接指導実施後には、意見聴取を行いますので、管理職に意見を述べていただくか参考様式（長時間時間外労働者面接指導意見書）に記載をお願いします。

(3) 作業環境の維持管理に関すること

<具体的な職務内容>

- 製造業・工場労働者と比較すると、作業環境の問題はあまり想定できないとは思いますが、職場巡視などの際に、作業環境の面で気になることがあれば、適宜、管理職にご指示・ご助言をいただければと思います。

(4) 作業の管理に関すること

<具体的な職務内容>

- 製造業・工場労働者と比較すると、作業環境の問題はあまり想定できないとは思いますが、職場巡視などの際に、作業の管理の面で気になることがあれば、適宜、管理職にご指示・ご助言いただければと思います。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること

<具体的な職務内容>

- 衛生委員会には、ご出席いただくこととなります。衛生委員会の開催数・開催内容は各学校によって異なります。
- 健康診断及びストレスチェックの結果について、労働基準監督署及び神奈川県人事委員会への提出書類を確認し、記名・押印をお願いします。
※ ストレスチェック業務を外部に委託した場合でも、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書への記名押印又は署名は、学校において選任された産業医が外部委託先より報告の内容を確認して行うこととなります。
(神奈川労働局に確認済み)

(6) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること

<具体的な職務内容>

- 業務の合間に、教職員への健康教育、あるいは申し出のあった教職員に対する健康相談等をよろしくをお願いします。

(7) 衛生教育に関すること

<具体的な職務内容>

- 業務の合間に、教職員への衛生教育をよろしくをお願いします。

(8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

<具体的な職務内容>

- 学校現場ではあまり該当事案はないと思います。

(9) 職場巡視に関すること

<具体的な職務内容>

- 学校内を巡視していただくことになります。その際、産業医として気付いたことがあれば、適宜、管理職へご指示・ご助言いただければと思います。

なお、法令順守のため、職場巡視は原則月1回実施する必要があります（衛生委員会で諮ったうえで、衛生管理者等から巡視結果の提供することにより、2か月に1回にできます）が、その具体的な対応については、学校側とご相談のうえお決めください。

参考様式（長時間時間外労働者面接指導意見書）

※ 厚生労働省「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル（平成27年11月）」より

接指導結果報告書				
対象者	氏名	所属		
		男・女	年齢	歳
勤務の状況 (労働時間、労働時間 以外の要因)				
疲労の蓄積の状況	0. (低)	1.	2.	3. (高)
その他の心身の状況	0. 所見なし 1. 所見あり ()			
面接 医師 判定	本人への 指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要		(その他特記事項)
		1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接 (時期:) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介		

就業上の措置に係る意見書		
就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業	
就業 上の 措置	労働時間 の短縮 (考えられる ものに○)	0. 特に指示なし
		1. 時間外労働の制限 時間/月まで
		2. 時間外労働の禁止
		3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分
	4. 変形労働時間制または裁量労働制の対 象からの除外	
労働時間以外 の項目 (考えられる ものに○を付 け、措置の内 容を具体的に 記述)	5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)	
	6. その他	
	主要項目 a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	
	1) 2) 3)	
措置期間	_____ 日・週・月 又は _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日	
医療機関への 受診配慮等 その他 (連絡事項等)		

実施年月日	面接指導実施医師氏名	印
年 月 日		

※記名押印又は署名